

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項及び第14条第1項の規定に基づきイノシシに係る特定鳥獣保護管理計画を策定し、イノシシに係る狩猟期間を延長するため、同法第7条第4項及び第14条第3項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号）第8条第1項の規定により公告する。

平成19年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 日時

平成19年3月28日（水） 午前10時30分から

2 場所

高松市番町4丁目1-10 香川県庁本館12階第6会議室

3 案件

香川県イノシシ適正管理計画の策定及びイノシシに係る狩猟期間の延長について